

広島県告示第三百八十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和元年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
西辰川二丁目十四地区（追加）

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

1 次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを平成十八年六月一日広島県告示第五百九十四号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号、二号及び三号は告示で指定した土地に存する標柱一号、十七号及び十六号と同一とする。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
呉市	西辰川二丁目			二六一番一 二六一番 二六一番一三	標柱一号 標柱二号 標柱三号

2 次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱四号と五号、五号と六号及び六号と一号を告示で指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号及び四号は告示で指定した土地に存する標柱四号と五号を結んだ線上及び六号と七号を結んだ線上に存するものとし、標柱五号及び六号は告示で指定した土地に存する六号及び五号と同一とする。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
呉市	西辰川二丁目			二六一番一 二六一番七 二六一番二	標柱四号及び五号 標柱二号及び三号 標柱一号及び六号